

(別紙)

千代田区タブレット機器等の貸与及び運用に関するガイドライン

令和 2 年 1 2 月 9 日

千代田区立麴町中学校

千代田区立麴町中学校に在学する生徒へ貸与するタブレット機器等の運用ルール、紛失等した場合の弁償等について、以下のとおり定める。

1 貸与する物品

学習を行うために、下記物品一式を貸与する。

- (1) 端末 (タブレット)
- (2) タイプカバー
- (3) タッチペン (学校内で管理し、使用する)
- (4) 充電ケーブル
- (5) SIM カード (内蔵)

2 手続き

生徒の保護者は、上記物品の貸与を受ける際に別紙「タブレット端末等借用書」を千代田区立麴町中学校に提出するものとする。

3 貸与期間及び返却について

貸与期間は千代田区立麴町中学校に在学する期間とする。卒業、転学等の際には、貸与された機器を返却しなければならない。

4 利用における注意事項

生徒は、以下の事項を行わないよう遵守すること。また、その保護者は、以下の事項をその子どもが行わないように遵守させること。

- (1) 学校での学習及び家庭学習の目的以外の利用
- (2) 他者への転貸、売却又は譲渡
- (3) 使用に必要な ID 及びパスワードの第三者への漏洩、及び第三者の ID 及びパスワードの利用
- (4) 第三者のファイル、システムファイルなど利用が許可されていない資源へのアクセス
- (5) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- (6) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (7) 個人の住所や電話番号等、個人情報への入力
- (8) ソフトウェアのインストール又はアンインストール
- (9) 学習上必要のないサイトの閲覧
- (10) アプリ内課金及びインターネット上での決済
- (11) 他人の気持ちを害するような書き込みや表現

(別紙)

- (12) SIM カードの抜去
- (13) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）その他の関係法令に抵触するような行為
- (14) 学校の指示に従わない運用
- (15) このほか、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

5 紛失、故障、盗難等の連絡について

次にあげる場合には直ちに学校に報告すること。

- (1) 貸与された物品が紛失、破損したとき、又は盗難の被害にあったとき。
- (2) パスワードが第三者に漏れた可能性があるとき。
- (3) タブレット機器が正常に作動しなくなったとき。
- (4) データの改ざん、抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等、又はそれらのおそれのある事実を発見したとき。

6 紛失、故障等した場合の弁償について

貸与された物品が紛失、故障等した場合における保護者の費用負担の範囲は、次の表のとおりとし、その保護者は、再調達又は修理に要する費用を千代田区教育委員会に支払うものとする。ただし、千代田区教育委員会が特に必要と認めたときは、当該価額を減額又は免除する。

事由	保護者負担
1 紛失	再調達に要する費用の全額
2 故意による毀損・故障	修理に要する費用の全額
3 過失による毀損・故障	免除
4 盗難	免除